

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
牧之原市	大江・片浜地区	令和4年3月1日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	422.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	329.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	151.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	48.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.4 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

国道150号周辺の海岸砂地ではイチゴ・花卉などの施設園芸及びダイコンやとうもろこしなどの露地野菜が栽培され、牧之原台地に連なる丘陵地では基幹作物である茶が盛んに栽培されている。また、大江地区では水田が広がり、水稻の生産がされているほか、冬季にはレタスなど野菜も栽培されている。 現在、台地の茶園では一部基盤整備による集積が進みつつあるが、小面積の圃場が多いため、中心経営体への更なる農地の集約・集積を進めていく必要がある。同様に水田や海岸砂地も狭小農地が多く、中心的経営体への集約による作業効率の向上が必要となっている。
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1) 水田や茶畑では、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士で耕作地についての話合いを行い、可能な部分から、農地の集約・集積を推進する。
(2) 茶園については、地区内の農業法人を中心に自園自製の生産者とともに、農地の集約、管理の効率化を図るための基盤整備を農業者自ら検討していく。
(3) いちご・花卉のハウス栽培においては、認定農業法人・農業者が中心となって地域農業を担うとともに、空きハウスが発生した際には持ち主の意向を確認し、借受可能な経営体への集約を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**【農地中間管理機構の活用方針】**

経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。

将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、施設園芸ハウス等の活用も含めて農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

**【基盤整備への取組方針】**

台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化が検討されている。茶業の生産効率の向上を図るため、農地集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。同様に水田についても、大区画化や老朽化した既存の用排水路等の更新を含め、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化の検討をしていく。

**【鳥獣被害防止対策の取組方針】**

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵などの防除に努める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		茶、いちじく	60 a	茶、いちじく	72 a	大江、片浜
認農		茶、大根ほか	149 a	茶、大根ほか	179 a	大江、片浜
認農		茶、レタス、水稻	416 a	茶、レタス、水稻	416 a	大江、片浜
認農		茶	693 a	茶	832 a	大江、片浜
認農		茶、大根	562 a	茶、大根	674 a	大江、片浜
認農		茶、ハウレンソウ	715 a	茶、ハウレンソウ	787 a	大江、片浜
認農		茶	467 a	茶	560 a	大江、片浜
認農		茶、大根	342 a	茶、大根	376 a	大江、片浜
認農		施設花卉	91 a	施設花卉	100 a	大江、片浜
認農法		茶、大根	137 a	茶、大根	164 a	大江、片浜
認農法		茶、甘藷、大根	676 a	茶、甘藷、大根	744 a	大江、片浜
認農法		茶	177 a	茶	212 a	大江、片浜
認農法		茶	1,321 a	茶	1,585 a	大江、片浜
認農法		施設園芸	61 a	施設園芸	73 a	大江、片浜
認農法		茶、とうもろこし	1,199 a	茶、とうもろこし	1,319 a	大江、片浜
認農法		茶、大根、施設花卉	959 a	茶、大根、施設花卉	1,151 a	大江、片浜
認農		茶、レタス、水稻	79 a	茶、レタス、水稻	95 a	大江、片浜
認農		茶	54 a	茶	59 a	大江、片浜
認農		茶	167 a	茶	184 a	大江、片浜
認農		茶	63 a	茶	76 a	大江、片浜
認農		茶	89 a	茶	98 a	大江、片浜
認農		茶、トウモロコシほか	77 a	茶、トウモロコシほか	92 a	大江、片浜
認農		茶ほか	123 a	茶ほか	148 a	大江、片浜
認農		茶、レタスほか	56 a	茶、レタスほか	67 a	大江、片浜
認農法		茶、イチゴ	78 a	茶、イチゴ	86 a	大江、片浜
認農法		茶	139 a	茶	153 a	大江、片浜
認農法		茶	291 a	茶	291 a	大江、片浜
認農法		茶	160 a	茶	192 a	大江、片浜
認農法		茶	89 a	茶	107 a	大江、片浜
到達		イチゴ	104 a	イチゴ	114 a	大江、片浜
到達		茶、イチゴ	577 a	茶、イチゴ	692 a	大江、片浜
到達		茶	471 a	茶	518 a	大江、片浜
到達		茶	326 a	茶	359 a	大江、片浜
到達		イチゴ	79 a	イチゴ	87 a	大江、片浜
到達		イチゴ	63 a	イチゴ	69 a	大江、片浜
到達		イチゴ	54 a	イチゴ	54 a	大江、片浜
到達		茶	306 a	茶	337 a	大江、片浜
到達		イチゴ	29 a	イチゴ	35 a	大江、片浜
到達		イチゴ	83 a	イチゴ	83 a	大江、片浜
到達		茶	221 a	茶	243 a	大江、片浜

到達		水稻、レタス	321 a	水稻、レタス	321 a	大江、片浜
到達		花卉	113 a	花卉	113 a	大江、片浜
到達		水稻、レタス	161 a	水稻、レタス	161 a	大江、片浜
到達		イチゴ	30 a	イチゴ	30 a	大江、片浜
到達		大根	86 a	大根	86 a	大江、片浜
到達		大根、ナス、馬鈴薯	65 a	大根、ナス、馬鈴薯	65 a	大江、片浜
到達		イチゴ	44 a	イチゴ	44 a	大江、片浜
到達		玉ねぎ・ごぼう	111 a	玉ねぎ・ごぼう	111 a	大江、片浜
到達		イチゴ	92 a	イチゴ	92 a	大江、片浜
到達		ガーベラ・イチゴ	21 a	ガーベラ・イチゴ	21 a	大江、片浜
到達		イチゴ	59 a	イチゴ	59 a	大江、片浜
到達		花、トルコ桔梗	197 a	花、トルコ桔梗	197 a	大江、片浜
到達		茶、大根	273 a	茶、大根	273 a	大江、片浜
到達		梅	139 a	梅	139 a	大江、片浜
到達		茶、大根	504 a	茶、大根	504 a	大江、片浜
到達		野菜	79 a	野菜	79 a	大江、片浜
到達		イチゴ	74 a	イチゴ	74 a	大江、片浜
到達		イチゴ	143 a	イチゴ	143 a	大江、片浜
到達		イチゴ	101 a	イチゴ	101 a	大江、片浜
到達		茶	92 a	茶	110 a	大江、片浜
到達		茶	210 a	茶	231 a	大江、片浜
到達		茶	196 a	茶	216 a	大江、片浜
到達		茶、柑橘	57 a	茶、柑橘	63 a	大江、片浜
計	63人		14,971 a		16,716 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。